

2019.10.8

廃業時の消費税

4割課税漏れか

廃業した個人事業主の確定申告を会計検査院がサンプル調査した結果、少なくとも4割近い事業主について消費税の課税漏れがあったとみられることが8日、分かった。検査院は課税の徹底に向けた対策を講じるよう国税庁に改善を求めている。

個人事業主の場合、業務で使う車や不動産の購入、商品の仕入れなどの際に支払った消費税は、事業を続けていけば控除

個人事業主をサンプル調査

されるが、廃業時は、こうした資産が私用に転用されたとみなされ、資産価値などに応じて消費税の申告が必要になる。

検査院は申告の状況を調べるため、2015〜17年に廃業した約800事業主を抽出し、廃業後の確定申告書などを調べた。その結果、約300事業主が、廃業時に保有していた計100万円以上の資産を申告しなかった可能性があるという。車や不動産のほか冷蔵庫

検査院、国税に改善要請

やエアコンといった家電もあった。

あるコンサルタントのケースは、自宅兼事務所マンション(約2千万円相当)を廃業後の申告で保有資産として記載していなかった。申告がなかったとみられる資産は約300事業主で計約11億8千万円に上った。

検査院は、再発防止に向けて確定申告で提出された書類のチェックを徹底するよう国税庁に求めている。同庁はホームページや書類などで廃業する個人事業主に向けて制度を告知した。国税庁は「検査院の指摘は事実であり遺憾だ。今後も申告の必要性の周知、広報に努める」とコメントした。